

酒母・もろみ 処分・移出承認申請書の記載要領

- 1 この申請書は、酒母又はもろみを処分又は移出することにつき承認を受けようとする場合に、提出してください。
- 2 「種別」欄には、酒母又はもろみの種類、名称等を記載してください。
- 3 アルコール分は、度数未満第2位以下を切り捨てて第1位まで記載してください。
- 4 「移出又は処分の理由及び方法」欄には、何の原料として使用するのか及び酒母等に対する不可飲処置の方法（加える物品の名称及び数量等）を具体的に記載してください。
- 5 ※印欄は記載しないでください。
- 6 申請書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。